

第08-2号診療記録不開示苦情調査報告書

2009年4月5日採択

1. 申立事項

申立者氏名 A
患者氏名 A 男性 年齢 75 歳
医療機関の名称 医療法人社団 B00CS クリニック福岡
代表者氏名 藤野武彦
住所 福岡市博多区店屋町 6-18 ランダムスクエア 6 階
開示請求年月日 2009 年 2 月 12 日
開示されなかった診療記録 診療録
不開示記録の範囲 2003 年 10 月初診 ～ 2007 年 8 月終診

2. 調査経過

調査日 2009 年 3 月 25 日 (申立人、申立人妻・申立人娘が立会い)
医療機関側当事者 医師、弁護士
請求に対する対応 上記開示請求日いずれも不開示

3. 医療機関側の主張する不開示理由

謄写交付請求の趣旨が、損害賠償請求訴訟提起を含むクレームをつける目的であると推察されるため、不当なクレームから自己を防御する権利を有すると考えるので、謄写の交付は認められない。また、後医への提出が謄写請求目的であるなら、診療情報提供書の作成、及び後医が相手方医療機関に赴いて申立人の診療記録を閲覧することは認めるので、全診療記録の謄写によらなくとも、目的は達成できる。

4. 不開示理由の正当性に関する判断

個人情報保護法施行令 6 条は「開示の方法は書面の交付による方法とする。」と規定しており、閲覧や口頭の説明あるいは要約書の交付だけでコピーを交付しないことは、請求者が同意しない限り違法となる。また診療情報の提供に関する厚労省指針は、個人情報保護法（法 6 条および 8 条）に規定された主務大臣の責務として発令されたものであるが、同指針は、開示申立に際して「患者等の自由な申立てを阻害しないため、申立ての理由の記載を要求することは不適切である。」として、開示請求において請求理由を問うこと自体を不当としている。以上のことより、相手方医療機関の主張する不開示理由は、個人情報保護法および同法の施行基準に違反するものであって、不当である。

5. 勧告

A 氏より申立のあった当該医療機関における診療記録の不開示につき専門的かつ客観的立場から調査を実施した結果、不開示に特段の正当事由がないと判断された。当該医療機関におかれては、A 氏に対し、速やかに請求された診療記録を開示するよう勧告する。もし 2 週間経過しても開示がなされない場合は、「違法・不当に診療記録不開示を行なっている医療機関等」として、当該医療機関の名称、代表者氏名、所在地を

記者発表等により公表するものとする。

以上